

市原警察署鶴舞駐在所だより

令和7年7月号

市原警察署
電話0436-41-0110
鶴舞駐在所
電話0436-88-2004



鶴舞駐在所担当区事件事故発生件数

侵入窃盗（事務所荒らし）（山小川）（令和7年6月中）

交通人身事故1件（池和田）、交通物件事故6件（鶴舞5件、田尾1件）（令和7年5月中）

自転車が歩道通行する場合への注意とヘルメット着用の促進について

県道鶴舞牛久線の歩道を自転車で通行している方をしばしば見かけます。

歩道を自転車が通行することができるのは、道路標識や道路標示で指定された場合、運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合、車道や交通の状況からみてやむを得ない場合です。歩道を走行する場合はすぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

県内では自転車の一時不停止・安全不確認・信号無視などの交通違反により交通事故が発生しています。令和8年4月1日から、自転車を運転する16歳以上の方の交通違反に対し交通反則通告制度が施行予定（取締り予定）です。

全国の自転車乗車用ヘルメット着用率は17.0%のところ、千葉県は6.5%（全国ワースト2位）です。

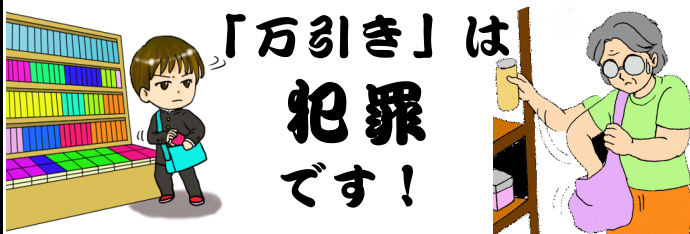
自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約6割は頭部に致命傷を負っています。

子どもも大人も自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

万引き追放宣言

市原市内のスーパーや大型商業店舗で万引きが多く発生しています。

万引きにおける被害は、店舗の経営を圧迫する深刻な問題になっています。



窃盗罪（刑法第235条）

10年以下の懲役

または

50万円以下の罰金

千葉県警察官募集

▲受付期間▲

7月1日（火）～8月19日（火）

第1次試験日

9月21日（日）



⇐千葉県警HP

採用案内



夏の交通安全運動

期間：令和7年7月10日（木）～

同月19日（土）

スローガン：ヘルメット かぶるあなたは
カッコいい

市原市内は、依然として飲酒運転が多い状況です。

車も自転車も、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」

